

## 平成31年度出納局の重点方針

### 基本方針

- 1 会計事務の適正な執行の促進 ～親切・丁寧に、わかりやすく支援します～
- 2 契約事務の適正な執行の推進 ～制度のわかりやすい周知に努めます～
- 3 適正かつ迅速な工事検査の推進 ～建設工事の通信簿 ときばき、もれなく公正な検査～

### 重点項目

#### 1 会計事務の適正な執行の促進

##### 会計事務指導・支援、研修の充実

会計事務の適正かつ円滑な執行と内部統制の実効性の向上を図るため、会計事務に関する相談・照会に対する支援指導を行うほか、職員ポータル・ニュースレター等による情報の提供を積極的に行います。また、会計事務指導検査による指導及び初めて会計事務を担当する職員が配属された地方公所等へ個別訪問し支援指導を充実します。

加えて、適正な会計事務処理を確保するためには、出納員や次席の出納員等の中堅職員を中心とした会計職員の知識の習得、役割の認識及びモラルの向上を促し、内部統制の実効性を高める必要があることから、指導検査の実施結果等も踏まえて研修内容のより一層の充実を図ります。

#### 2 契約事務の適正な執行の推進

##### 入札・契約制度の向上と適正な執行

入札・契約の執行に当たっては、制度を適切に運用することにより、透明性を確保し公平・公正な競争を促進します。一方で、障害者雇用促進企業など一定の条件を満たす事業者に対し、優先発注の推進に取り組みます。

また、ヒューマンエラーの防止については、職員研修や職員ポータル、ニュースレター等を活用して、具体的事例や対応策を紹介するなど、様々な機会を捉えて職員に対する意識啓発を行います。

### **3 適正かつ迅速な工事検査の推進**

#### **(1) 工事検査の円滑な実施**

復旧・復興工事に伴い増加している工事検査について、工事執行機関と連携し計画的・効率的に実施するとともに、工事目的物の品質の確保・向上のため、中間検査を促進し、工事施工段階での確認や指導の強化に取り組みます。

#### **(2) 工事成績評定の公平性・客観性の更なる促進**

工事成績評定結果を公表するとともに、考査項目の明確化・共有化を一層推進し、工事成績考査の公平性・客観性の更なる確保に取り組みます。

#### **(3) 優良建設工事施工業者への表彰**

県が発注した建設工事の中から、他の模範となる優良工事を選定し請負業者を表彰することにより、工事目的物の品質向上と県内企業の技術力向上を支援します。